

水産委員会
議録第四十五号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 川村壽八郎君

理事 小高 薫郎君 理事 田口長治郎君

理事 永田 節君 理事 林 好次君

理事 佐竹 新市君

石原 國吉君 川端 佳夫君

鈴木 善幸君 富永格五郎君

松田 鐵藏君 小松 勇次君

水野彦治郎君

委員外の出席者

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

農林事務官(水産行政部長)

○川村委員長 これより水産委員会を開きます。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際報告いたします。松田鐵藏君より本案に対する修正案が提出されております。これは諸君のお手元に配付いたしました通りであります。ただいまより本修正案について提出者の趣旨弁明を求めます。松田鐵藏君。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八十九條の改正規定の前に次のように加える。

第八十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第五項とし、以下三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 全国を地区とする連合会は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号、第五号又は第七号の事業を行おうとするときは、省令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた連合会は、省令の定めるところにより、毎年、主務大臣に事業計画書その他の書類を提出しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の認可を受けた連合会が当該事業を健全に行つていないと認めるときは、認可を取り消すことができる。

第九十二條の改正規定の次に次のように加える。

第百條第一項中「第十五條まで」の下に「及び第八十七條第二項から第四項まで」を、同項中「第九十七條」との下に「第八十七條第二項中「前項」とあるのは「第九十七條第一項」と、同項第三号、第四号、第五号又は第七号」とあるのは「第九十七條第一項第三号、第四号又は第五号」とを加える。

第百二十四條の改正規定の次に次のように加える。

第百三十條第二号中「第八十七條第三項但書」を「第八十七條第六項但書」に改める。

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に存する全国を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が現に行つてゐる第八十七條第二項(第百條第一項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)に掲げる事業については、同項の認可を受けたものとみなす。

○松田委員長 当委員会において慎重審議いたしております参議院提出、水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対して、お手元に配付いたしました修正案の通り若干の修正を

いたしました存する次第であります。もちろんこのたびの参議院案なる水産業協同組合法の一部改正案は、組合法制定の当初から本委員会が強く主張して参つた事柄でありまして、ただ関係方面の了解が得られないうちに、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にその規模の制限事項を付したままになつてゐたものでありまして、今般の改正案はその趣旨において、当然でありますので、最初本改正案の提出を当委員会からいたさんとしたことも皆様御存じの通りであります。

翻つてわが國漁村の事情をつぶさに検討いたしますと、漁業者の一人としてその実態をよく承知してゐるだけに、現在にだちに地区が都道府県の区域を越えない、あるいは所属組合の数が三百を越えないという規模の制限を撤廃しつばなしでよいかどうか、それほど単位協同組合が経済的に余力があるかどうかということに關しまして、いささか心配される点なきにしもあらずではないかと考へる次第であります。そこで委員会において慎重審議した結果に基きまして、配付してありますような修正案を私から提出いたしました次第であります。

すなわち、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が行ふことができるように、水産業協同組合法第八十七條第一項に規定されている十三の事業のうち、三号の所属員の事業に必要な物資の供給、四号の所属員の事業に必要な共同利用に關する施設、五

号の漁獲物等の運搬、加工、保管または販売、七号の船だまり等漁業設備に關する施設、この四つの各事業については、多額の資金を要する等経済上重大なる影響を持つ行為でありますので、これを行おうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならないことにし、またこの認可を受けた連合会は、毎年農林大臣に事業計画書その他必要な書類を提出しなければならないことにいたし、なおこの連合会が認可を受けた事業を健全に行つていないと農林大臣が認めたときは、認可の取消しをすることができるよう、以上三点を八十七條に加え、規制する修正をしようとするものであります。もちろんこの規制事項は、決して全国連の設立を不当に圧迫しようとするものではなくて、より健全な連合会をつくり、単協の育成強化、さらに強力なものにしたいと念願いたしてゐる次第であります。

なおその他経過措置といたしまして條文の整理をいたし、あるいは附則に一項を加へまして、現に存する全国を地区とする全国漁業協同組合連合会、同無縁、同海苔貝類、同寒天水産加工業協同組合連合会、その四つの全国連はもろろんその規模が三百以下であつて、現行法においても認められてゐるのでありますから、当然に認可を受けたものとみなす措置をとらうとする次第であります。

以上、簡潔でありまするが、この修正案を提出する趣旨及びその内容の説明であります。何とぞ御賛成あらんこ

六月十八日

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君外十五名提出、衆法第七三三号)

同月十七日

八幡漁港築設の請願(宮永格五郎君紹介)(第三八九三三三)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長選任の件

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君外十五名提出、衆法第七三三三)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一〇号)

第一類第十号

水産委員会議録第四十五号

昭和二十七年六月十八日

とをお願いいたします。

○川村委員 次に原案並びに修正案について、御質疑があればこれを許します。

○小松委員 私はただいま御提案になりました修正案に対して、いささかお尋ねしたいと思うのであります。この八十九條の制限を撤廃するということは、前会にも私が申し上げましたごとく、現段階においては必要な措置だと私は存じておるのであります。しかしながらこの八十九條の制限に伴ひまして、お話のごとく八十七條の一部に強い制限の力を加えることが、はたして妥当であるかいなやということに私は大きな疑問を持つものであります。その理由といたして申し上げますれば、今回これらの制限が撤廃されまして、予想されるその連合会ができたときに、その連合会がどんな仕事をやるかということ、私は連合会自体の問題であると思つてあります。また全国を地区とする連合会と限定して考へる必要もないかと存じます。今のお話では、予想される連合会は、全国を地区とする連合会と限定してのお話のように私は承れるのであります。だからさうな必要はないと私は考へる。全国を地区とするか、地方的にブロックで設立するかは、これも協同組合自身が決定する問題だろうと思つてあります。また八十七條第一項三号の「連合会を直接又は間接に構成する者の事業に必要な物資の供給」四号の「所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設」五号の「所屬員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売」それから七号の船だまり、船揚場をつくる、こういうような事業に対

しまして、今回の修正案では、省令の定めるところにより、主務大臣の認可を必要とする、かよつたところによりまして、毎年主務大臣に事業計画書その他の書類を提出することを要する。当該事業が健全に行われたいと認めるときは、主務大臣は認可を取消すことができます。かよつた修正案であります。しかしながらかよつた措置をとる必要があるかどうか、私はここに大きな疑問を持つのであります。これらに対して、納得の行く御説明をお願いいたします。ただいま申し上げました三、四、五、七、ことに七のごとき船だまり、船揚場、こういう施設に対して、かよつた修正案のごとき必要があるか、私は非常に疑問を持つ。これは協同組合連合会全体の存立の根本條件ではないかと考えますがゆゑに、まずこの点を伺いたい。

○松田委員 小松委員は、からだの御都合で当委員会に御出席がなかつたので、あらためて私から説明を申し上げますが、これは再三非常な論議が尽されたのであります。

第一に、協同組合連合会を設置するということは、先ほど私が提案の理由を述べたときに、最も妥當なことであるといふことはわれ／＼も承知しております。また漁業協同組合連合会を自主的につくるのが、現在の世の中から見ると何ら不當なものではなく、むしろ民主的に行われることが妥當なことと考えておるのであります。われ／＼はこ

えた理由は、小松委員はあなたの方の果の連合会をつぶさに見ておられるからたゞいまのような正し／＼の議論が出るのであります。しかしその他の果の連合会におきましては、われ／＼が最も心配する点がたくさんあるのであります。まず第一に、経済を行うというところは、全国の組合においても、経済がなされて組合、単協というものは決して成立しないといふことをわれ／＼もよく承知しておるのであります。やゝともすれば、これらが非常な行き過ぎになりまして、漁業協同組合においてもいづ／＼な事業を行つておるがために、今日の組合も非常に赤字によつて苦しんでいるような実態があるのであります。小松委員の果はさうなところがなく、またつくりつた方法をとつておられるが、そういう人々が民主的にかりに全国連合会を行おうとしても、現在各果においてやつて行つてゐる協同組合育成強化の面からいつても逆行している点がたくさんあるのであります。要するに経済行為を行うことによつて、また再び中水のときのような行為がでしはしないかといふところに非常に心配を持つておるのであります。中水の過去の罪惡、われわれは今それがために非常に憤り、また再建整備法もこれによつてできておるのであります。つまり人の運命であり、まするけれども、そこに非常にわれわれの心配する点があることを、今まで委員会において論議されたのであります。

それから第四の「所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設」一各果に地区の連合会があつて、それ以上全国の連合会が何の事業を行うといふことであるか、この点であります。全国に一つの共同利用する点がかりにあつたとしても、地区々々の果の連合会がどういふ仕事をすればよいのか、なさんとするのか、その事業の内容はわれ／＼はわからぬ。話を聞けば、重油を直輸入するといふようなお話もあつた。とんでもない話であります。日本は八千四百万の国民の一人々々が事業を持つて行くことによつて、初めて国民経済が成り立つのである。それを各果々における連合会が重油の直輸入をするなどということは、どこにその必要があるか。輸入業者といふものは完全に今日の日本にあるのであります。その輸入業者から安い重油を購入するといふことであれば、現存している輸入業者の油も競争して安く買ひ得るといふことはあるが、連合会が重油の直輸入をするなどということがかりにできても、相当の設備、また相当の維持費を要することになり、むしろ漁民に逆効果を生ずるような憂いなきにしもあらずとわれ／＼は考へておるのであります。これは単なる一例であります。さういふことからいつて、こ

ういふ民主的に行うべきことが権力に利用されるような憂いなきにしもあらずといふのが、われ／＼の今までの論議の焦点であつたのであります。第五の「所屬員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売」現に東京の中央市場に宮城県漁連が販売所を設けておるのであります。これが行き詰まつてしまつてどうにもならない状態になつておる。これらに対して、連合会に経営させようといふ話、今日持ち上つておる。あそこにも許可されておるりつばな業者がある。その業者があらゆる努力をしてやつても、いまだに成績が上らぬといふことを当委員会においても論議されたことがある。そうした協同組合の共同販売という理由のもとに、あそこへ持つて行つた宮城県の漁連の行為といふものは、はたしてこれが是であるか非であるかといふことは、結果から見てもはつきり立証されるのであります。かよつた行き過ぎをやつて行つて、どこに協同組合の漁民の利益になるかといふことをよくお考へにならなければならぬ。私は考へておるものであります。さういふ点から、十分これをわれ／＼が考へて、むしろ農林大臣の許可といふことが至當でないかと考へたのであります。また現在水産庁が農林漁業特別融資の中から、魚価維持対策のために各地に冷蔵庫、製氷に融資をすることになつておりますが、そのうちのほとんど大半といふものが、連合会のみならずしてはでないか。漁民の利益があるか。それが果の連合会を中心としておる。またはこれらが多た再び全国の連合会ができたなら、その連合会に行わせるような考へ方を持つことであろう。こういう点に対してわれわれは一番心配しておるのであります。先日の委員会においても、この問題を私が水産庁に質問したところが、その結論を得なかつたのであります。また瀬戸内海とか九州とか小さな漁村のあるところであつたならば、これはやむを得ない。単協がその力がなくして、連合会がやる場合においては、やむを得ないが、現に宮城県においては、単協の出願しておるところに、果の連合会がやつきとなつてこれをまた

出願してゐる。それに対してまだ水産庁は決断さえ与えない、しかも昨年は単協に対してその融資をせずして、連合会に融資をしてゐる事実があるじやないか。また今回においても八戸いかつり漁業協同組合が出願してゐるのではありません。いかはもう一箇月か二箇月たてばやつて来るのに、青森県の連合会にまたこれを出そうとして、現に努力しておるじやないか。何のために単協の育成強化ができないのであるか。連合会といふものはどういふ立場になつてゐるのか、私どもは北海道の漁連に対しては、北海道に入つたある冷蔵庫は全部これは単協に解放すべし、そうして単協の育成強化ができて、全北海道の集荷が東京へ集まるときに、それを——現在の東京の冷蔵庫の高率な保管料、そういうものによつて苦しめられてゐるがゆゑに、道漁連はあらゆる犠牲を払つて、東京に集荷的な冷蔵庫を建てることならば、われ／＼もあらゆる面から協力するであらうといふことを言つてゐるのであります。ところが水産庁の意見は、いつも委員会の意見と齟齬になつてゐる。果の連合会にのみ重点を置くような実態になつてゐる。うそだと思つたら今までのあれを出してごらんさい。さういふことが、全国連合会ができて彼らの手によつて得ることになつたならば、水産庁が牽制されるようなことがあつたらんではない。われ／＼の協同組合育成強化の線と相反する実態が出て来るのであります。かような点を非常に心配してゐるのであります。

それから「船だまり、船揚場、漁礁その他所屬員の漁業に必要な設備に関する施設、船だまりや港などというものは国がやつてやるようにできてゐる。今日単協が力なくやれなかつたならば、その果の連合会があらゆる努力をし、果が努力して完全になし得る。また漁港審議会といふものも今日できておつて、どこに船だまりや漁港といふものをつくるかといふことがはつきり明示されてゐる今日でありまして、これが全国連合会が一体この船だまりをつくらうとするのか、全国連合会がつくるかといふことであるならば、漁港審議会も必要なければ、国が金を出そうとする必要もなければ、おそれなくともいふ行き過ぎのことはないか、かような点が小松委員の言われる一番重点であるといふ、船だまりなどといふことに對しては私はまづこゝから反對するものであります。それはやらなくとも水産庁はこれを重点的に考へて、そうして漁船の船だまりに對するあらゆる努力をしゐるのであつて、全国の連合会がこんなことをやろうなどといふことは、とんでもないことであつて、結局その当事者がまた中水のとくと同じような権力を張るような事態が起きることを私は確信をもつて言ひ得るのであります。かようなことを是正するためには、農林大臣の許可を得なければならぬのであります。かように明記した理由であります。簡単にありますが、自分の所見を申し述べておきます。

○小松委員 松田君のお話によつていろいろ将来を御懸念になつての結果であるといふことは、よく私もわかるのであります。けれども、この協同組合の存立の根本であるところのかような問題について制限をするといふことについて、私はまだ納得ができないのであります。ことに資本主義経済の今日においては、この連合会のごときものがただ単に指導機關でなくて、経済行為を営むことによつてこそ初めて私は意義があると思ふ。さらに資本主義社会におきまして弱小漁民の連合会といふものは、やはりこゝろしたことをなすことによつてその存立を全うできると。これが基本的な問題であるといふことを私はかたく信じております。そうして、その時期々々に応じてそれぞれの仕事を遂行し、そうして経営の健全な発達を期することが、これまたその連合会自体の問題であるのであります。しかるにもかかわらず、これらに對しまして主務大臣にあたかも活殺の剣を与へるがごとき措置をとることは、私は決して妥當なことではないと思ふのであります。ことにこの協同組合の設立の根本の趣旨から参りまして、第一條にもある、あるいは第四條にもうたつてゐるこの民主的漁業協同組合の設立のその意思にも反すると思はれるのであります。かつての戦時中の統制機關にかへつて傾くようになりがたいとは思はれないのであります。こゝろした点につきまして、私は重ねて提案者から御説明願ひたいと思ひます。

○松田委員 私と小松委員との最も見解の異なる点はそこにあるのであります。資本主義経済の今日において、その資本主義的な世の中になつても、現在でもランブも日用品も売つてゐるものが単協の実態であります。かようなことが漁業協同組合を一番弱体化したものであります。資本主義の経済において、その最も當面する者として、各商店なり責任者が努力してゐるときに、協同組合の人々の現在行つてゐるあの実態はどうであるか。おそらく役人ともかわらない。朝の八時、九時でなかつたら出て来ない。四時になつたら帰つて行つてゐるではないか。そこに商人が夜でも夜中でもその経済を確立せんがために努力してゐる姿と太刀打ちできるか。協同組合の権力をもつてその精神を統一し、または販売を統一する、かようなことでは今日の経済状態にどうして太刀打ちできるか。それは民主主義と逆行してゐるものであると私は常々考へてゐるものであります。しかし小松委員のお話の点に對しては、うなずけない点がたくさんあるのであります。なぜかと言つたならば、静岡県の連合会は、全国に冠たる設備と理想と思想を持つつればな果漁連が経営されてゐるのである。これと全国と對比してみると、非常に誤解の点があるものであります。私もが昨年来からあらゆる努力をいたしまして北海道の道漁連を指導し、しかして意見を述べてやつて行つても、今日なおまだ昔の情性がぬぐい切れないのであります。北海道の単協といへども、大きなところは内地の連合会よりも大きい単協がたゞさんあるものであります。かような所においても、その行き方、今までの情性といふものがぬぐい切れない。しかし静岡県の連合会を委を見るときにおいて、まづたく理想的である。かような方法でなかつたならば、漁民運動などといふものはでき得ないものであると思つてゐるのであります。一方において各果の状態を見てごらんさい。特權の金を連合会と単協と競争

しなければならぬなどというふうな理論が一体どこから出て来るか。何のために連合会があの権力をほしいままに使ふとするか、かようなことで行つたならば、また戦前と同じような状態になつてしまふ、それを懸念するのであります。私もはこゝろしたことを懸念する観点から、一部のものを農林大臣の許可にしたい、こう考へるのであります。これがあなたの方の静岡果のような行き方に全国の連合会がなつて行くようであつたならば、何らする必要はない。全国の漁民が静岡果の漁民のような考えを持つてゐるならば、農林大臣の許可といつたものはただちに取消することもできるのであります。法を改正することもできるのであります。しかしあなたの方の見てゐるところの静岡果の連合会と全国の連合会とは非常に差があることをよく参考にしていただいて、行き過ぎを正しようといふのであります。静岡果の漁連の会長がかりに全国の連合会の会長になつても、全国の今日のような状態をただちに是正できるかといつたならば、絶対でき得ないものであることを私は考へる。相当年月を経なければならぬものと私は考へてゐるのであります。かような点からいつて、自由経済の今日において、ややもすればそれらに逆行する、権力をもつてまた昔のような行き方にかへんとするようになんが漁民の中になんかといふことは、はたして断言できるかどうか。ゆゑにこの問題、一日も早くわれ／＼の理想たる参議院の提案されたようにでき得ることを願うのであつて、それまでの間暫定的にこゝろした法律をつくつて、漁民

の賞與と漁民運動の徹底をして行く、かように考へておられるのが私どもの理由であるわけですが、この点御了承願ひたいと思ひます。

○小松委員 なおお尋ねいたしますが、修正案によりますと、四のところに「主務大臣は、第二項の認可を受けた連合会が当該事業を健全に行つていないと認めるときは、認可を取り消すことができる。」とあります。今松田君のお説からいへば、さうな措置をとることもかへつて組合を思ふゆゑであるかもしれないけれども、私は健全な行為をしておられないものがあるならば、これをただちに取消すといううなことは、まず／＼組合を不健全に陥らしめる原因となると思ふのであります。組合を育成するということが根本でなくてはならぬ。こういううな行政措置をとらずして、認可を取消すといううなことはやめて、あらためて組合を指導育成するということに根本的の観念を置かなければならぬと思ふのであります。こういう点についても松田君の見解を伺いたい。

同時にまたわれ／＼は、今回の修正によりまして全国連合会のできることを希望いたしておるのでありますけれども、今のうちに多くの制限を設けられまうと、結局小さなプロットに分立するといふような傾きがありはしないか、こういうことについて私は非常な懸念を持つ。これらについて御提案の方は、全国を統一したところの連合会をつくるのが御希望であるか、あるいはまた地方のプロット別の連合会ができるのが好ましいことを考えられるか、この点も重ねてお伺ひしたい。

○松田委員 まず一番重要な点がそこであるのであります。われ／＼がこの農林大臣の許可にするという四項目に對して、その精神において、行動において間違つた行為をつたものがかりにあるとしたならば、それに対して農林大臣がその許可を取消すということは一、重要な問題であると思ふのであります。先ほどからる述べておられますが、いまだに漁民の中に、せつかくできておる漁業協同組合法の解釈をあやまつて、現に単協において、一つの村で二十人以上の漁民が集まつて協同組合をつくれればよいといふうなことで、五つも六つも協同組合ができ上つて、しかも経済的に行き詰まつておるうな現状であるのであります。しかもそれが官僚によつて支配されておる。漁民の眞の姿といふものを失つておるうなところが幾多全国に認められておるのであります。かりに連合会ができて、その権力によつてさういふものを押えて行くとしても、かりに北海道なら北海道といふものが、北海道の道連によつて押えられて行つても、全国のあらゆる果におきまして地区の連合会ができるであらうまいやう。それらの思想が、小松委員のおつしやるやうに、またあなたの果の果の行方の方によつて、決して同一のものでないことにはよく御承知のほどだと存するのであります。かような点からいつて、もしあなたの果の会長が全国の連合会の会長になつたとしても、それはたつた一人である。その他何十という地区の連合会の人々がその理事になり、会員になる。しかも重大な責任を持つことに必ずなるであらうと思ふのであります。これらが自分の立場を利用して、自

分の権力を利用して、ほしきままの行動をとつて行くといふことならば、どこにその秩序と漁民運動ができ得るか、ゆゑにさうなうなうなうな場合、農林大臣が許可を取消すといふことは、一番重大な問題であらうと思ふ。この農林大臣の許可の取消しといふ字句がなかつたならば、われ／＼がこの四項目によつて、官庁の正しい行方をして行くといふ農林大臣の許可といふ問題が骨抜きになることだと私は信ずるのであります。さういふ点を十分御勘察願ひたいと存するのであります。世の中は決して正しい者ばかりはおりません。私がいつか申し上げたように、目明千人、盲千人、ばか八千人。さういふのが世の中で、盲千人、ばか八千人を指導するのにはきつめて巧妙な手段をとつてやるものであります。さういふ点を十分お考え願ひたいと存じます。現に水産庁において、あの宮城県果連に対してどういふ行動をとつておるか。宮城県とはどういふ果であるか。北海道に対して出漁するときに、彼らは一番違反を行つ果である。しかもこのたびの北洋漁業に出漁した際においても、塩の五百俵も千俵も積んで行かなければならぬといふ理由がどこにある。これが宮城県果連ではないか。これを指導しておるのがあの宮城県の連合会の会長であります。これらがどういふ行動をとつておるか。単協と争ひまですして北洋を自己の事業の中に入れんとする。また市場においてああいう行動をとつておる。これを民主的な行方だと彼らは稱している。一体だれがこれを是正するか。官庁が是正しなかつたならば、いかにどのようなことがあつても、彼

らは反省すべき人物ではない。しかも連合会の会長の選挙にあつて不信任案を突きつけられておる。一体漁民運動をする者が、漁民から不信任案を突きつけられるといふうなことがあり得べきことであるかないかは、賢明な小松委員もよく御承知のほどだと思ひますが、かようなことで十分に漁民運動ができるか。正しい漁民運動であつたならば、漁民みづからが全部こぞつてその会長を支持することが私は理の当然だと思ふ。行つておることが毎度委員間においても攻撃されておる。水産庁はそれでもなおかつ、どういふ権力があるのか知らぬけれども、彼らの言がままたつておるうな態度ではないか。かようなことではいけないといふのが私どもの一番心配する点であります。御了承を願ひたいと思ひます。

第二の点は、私は率直に申し上げたならば、全国の連合会をつくるなどといふことは、まだ時期的には早いと考へておるけれども、しかしこれは正しい運営ができるならば、われ／＼はこれに満腔の敬意を表して賛成するものであります。しかしただいままで申し上げた議論のあるがごとき行動があるがゆゑに、ある一部の問題を農林大臣の許可にすることに、正しい運営を希望するものであります。

○小松委員 提案者の松田君と私は、本問題については根本の理念に相違がありません。私はさういふ意味からいたしまして、これ以上質問する必要はないと存じますから差控えますが、願ひくはし本問題を本日討論し、採決するといふことであれば、われ／＼の党においては、まだ党の機関とこの

修正案についてはいろいろ／＼議を練つておりませんので、しばらく御猶予を願つて、しかる後にお願ひしたいと思ふのであります。このことをお願い申し上げます。

○川村委員長 暫時休憩いたします。
午前十一時四十八分休憩

午後零時十八分開議

○川村委員長 休憩前に引続き會議を開きます。石原君。

○石原(國)委員 前刻以来、協同組合法の一部改正について論議をせられておりますが、提案者の松田委員の申されることも非常に考へるべき点が多いと思ふのであります。また小松君の、民主主義の立場から、政府に権限を持たすことはいけないといふことも、大いに了承せにやならぬ点だと思ふのであります。何分にも経済行為を全国的な団体がやるという場合は、その問題は全国の零細なる漁民に直接影響を及ぼすことであるから、できるだけ慎重にやるべきであると思ふのであります。さういふ意味合いから、監督官庁の許可、認可がいろいろいふことは認可、許可を与える場合には、官庁においても非常に慎重に取扱うべきことであると思ふのであります。従つて認可、許可を与えた場合には、農林当局には非常な責任が生ずると思ふ。同時に、認可した限りには、必ず育成せねばならぬ一つの責任と申しますか、義務も発生すると思ふのであります。さういふ点から、私は、この過渡期には、当分の間提案者の松田君の許可といふことも、納得すべき点があると思ふのであります。つきましては、この法律案が成立して、全国的な全漁連

ができた場合、その実情にかんがみて、この許可制を撤廃する時期をなるべく早めるように経営者もしなければならぬと思ふのであります。提案者が先刻申されるように、あくまでもこの許可制は暫定的であつて、団体のできた実情にかんがみて、なるべく早くこの許可制を撤廃するということに對して、この見通しが早くつく限りは撤廃に御同意くださるという御意見であるかどうかを、提案者に一応伺ひたいのであります。

○松田委員 先ほど申し上げたように、静岡県や三重県のようにつばな漁民運動、漁業協同組合の育成強化ができてゐるところは、この制限の必要はないと思ひます。ところがいろいろわれわれの心配する点もあり、また石原委員のたゞいまのお説のように、全国的にはまだその段階に達してゐないという考え方を持つて心配しておられる点もあるので、全漁民がかような心構へによつて、一日も早くわれわれの修正案の意見を体得し、指導者の方々が指導されて行つたならば、われわれはこの修正案のように、永久に農林大臣の許可によらなければならぬというような考え方は毛頭持つてゐないものであります。できるだけ早くその態度になつてくれることを希望するものであります。そうした場合にはこの修正案を撤回する用意は十分あることをはつきりここで明言しておきたいと思ひます。

○石原(團)委員 だいたひ松田提案者の御意見がはつきりしまして、まことにわが意を得たものと思ふのであります。この漁業協同組合法は一部修正と云ふことではなく、全般にわたつて大

修正を加える、むしろつくりかえるというこの必要を感じておるものであります。しかしながらこの国会はもう時期も迫つておりますので、次の国会と申しますか、あるいは選挙以後の国会と申しますか、とにかくわれわれ委員は、一致団結してこの協同組合法を全般的に改正したいという考えを持つておるものであります。

なおこれにつけて加えてこの機会に発言させていたゞきたいのは、漁業法の問題であります。漁業法にありましては、特に私は責任を感じておるのであります。これも関係筋の干渉等がなつた今日においては、いつときも早く大改正をすべきものが多々あると思ふのであります。従つてわれわれは選挙があつてもなくても、あるいは選挙がある場合はわれわれ全部再びこの国会に出て参つて、そしてこの漁業法の大改正と協同組合法の大改正をする義務があり、責任があると思ふのであります。この点、次の機会に必ずわれわれ顔をそろえて、この問題の解決をし得るようになつて、この問題に對する委員諸君の御了解を得ておきたいのであります。ついでをもつて所見を言ひました次第であります。

○川村委員長 これにて質疑は終了いたしました。

次に本案を討論に付する段階であります。別に討論の通告もありませんのでこれを省略し、ただちに採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長 御異議なしと認め、さう決します。

これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。本修正案

の通り決定するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○川村委員長 起立議員。よつて修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。ただいま決定いたしました修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○川村委員長 起立議員。よつて本案は満場一致をもつて修正議決いたしました。

なお本案に對する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○川村委員長 この際お諮りいたします。今会期中に当委員会に付託または送附されました請願及び陳情書の審査を進めるため、請願及び陳情審査小委員会を設置したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長 御異議なしと認め、同小委員会を設置するに決しました。

引続きお諮りいたします。ただいま設置するに決しました小委員会の小委員の数は九名とし、小委員及び小委員長の選任につきましては委員長において指名することにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長 御異議なしと認め、小委員の数は九名とし、ただちに小委員及び小委員長を御指名申し上げます。

小委員には

石原 圓吉君 小高 薫郎君
鈴木 善幸君 富永格五郎君
永田 節君 松田 鐵藏君
小松 勇次君 林 好次君
佐竹 新市君

小委員長には富永格五郎君を御指名申し上げます。

ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○川村委員長 それでは速記を始めてください。

ただいま鈴木善幸君外十五名提出、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりました。

これより本案を議題として審査に入ります。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。鈴木善幸君。

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四條に次の一項を加える。

2 前項第二号の固定資産の価額の算定に當つては、農林漁業組合は、当該固定資産の取得又は拡充のためにした借入金(借入期間が一年をこえるもの)については、数回にわたつて定期に返済する契約のあるものに限り、その残額で返済期限の到来してゐないものに相当する金額を差し引くことができる。

第九條、第十二條第二号、第十三條第二号及び第十四條中「第四條」を「第四條第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○鈴木(善)委員 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

農林漁業組合再建整備法は、第十国会において可決成立を見まして、法律第四百十号として昭和二十六年四月七日をもつて公布施行されておりますが、これに該當する組合は、再建整備計画を樹立して組合再建への努力をしてゐることは皆御承知の通りであります。

再建整備の目標といたしてありますのは、第四條に定めてありますように、第一に固定化債権と固定化在庫品を資金化すること、第二に固定資産と欠損金の合計額以上になるまで自己資本を増加することでありまして、

そこで、この第二の自己資本の増加目標についてであります。再建整備法の対象となつてゐる漁業協同組合及び同連合会について、次のような不合理な点を生ずるのであります。

たとえば、農林漁業資金融通法により、漁業協同組合及び同連合会に對して、製氷冷凍施設等の設備資金を融資することになつておりますが、再建整備組合が、この特恵を受けて製氷冷凍施設をつくりました場合には、固定資産の額がそれだけ増加しますので、現行の第四條の趣旨からいいますと、五年以内にそれだけ自己資本を増加しなければならぬことになり、現状におきましても相当多額の増資をしなければならぬのに、さらに増加目標が著しく増大する結果、再建整備の目標達成をきわめて困難ならしめるおそれ

があります。つきましては、第四條にお

ける自己資本の増加額の算定にあたり
まして、固定資産の取得または拡充の
ためにした借入金、の残額で返済期限の
到来していかないものにひとしい金額を
差し引くことにして、再建整備の目標
達成を容易ならしめようというのが、
この法律案の提案理由でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御賛成あらんことをお願いいたしま
す。

○川村委員長 次に質疑に入ります。

本案について、御質疑があればこれを
許します。――別に御質疑もないよう
でありますので、本案に対する質疑は
これにて終了いたします。

次に本案を討論に付する段階であり
ますが、別に討論の通告もありません
ので、これを省略し、ただちに採決し
たいと思いますが、御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認め、こ
れより本案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願いま
す。

〔議員起立〕

○川村委員長 起立議員。よつて本案
は満場一致をもちまして原案の通り可
決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作
成につきましては、先例により委員長
に御一任をお願いしたいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認め、そ
のように決定いたします。

本日はこの程度にとどめ次会は公報
をもつてお知らせいたします。散会い

たします。

午後零時五十六分散会

〔参照〕

水産業協同組合法の一部を改正する
法律案（参議院提出）に関する報告
書

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案（鈴木善幸君外十五名
提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕